

多田小学校 PTA 規約・内規

＜最新版＞

R4年2月10日更新

多田小学校PTA規約

第1章 名 称

第 1 条 本会は川西市立多田小学校PTAと称し、事務所を多田小学校におく。

第2章 目 的

第 2 条 本会は保護者と教職員が、協力して家庭と社会における児童の心身の健全な発展をはかることを目的とする任意加入の団体である。

第 3 条 本会は第2条の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 教育水準を高めるために会員の成人教育を盛んにする。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童を保護善導する。
- (3) 家庭と学校と社会における教育的環境をよくする。
- (4) 学校に関する公費の確保に協力する。

第3章 方 針

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 本会は自主独立のものであって、他の団体から支配統制または干渉を受けない。
- (4) 学校の人事には干渉しない。

第4章 会 員

第 5 条 本会の会員は次のとおりである。

- (1) 本校に在籍する児童の保護者。
- (2) 本校の教職員。

第 6 条 本校の会員はすべて会費を納める義務を有する。
但し会長が認めた場合は納めなくてもよい。

第5章 経 理

第 7 条 本会の経理は会費、事業収入および自発的な寄付金によって運営される。

第 8 条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 9 条 本会の資産はすべて第2章に上げた以外の目的に支出、または使用してはならない。

第10条 本会の会費は年額児童 1 人あたり 2160 円として一括引き落としする。
年度途中で転出する場合、翌月から年度末までの会費を月割りで返金する。
年度途中で転入する場合、当月から年度末までの会費を月割りで納付する。
返金方法に関しては、学校と相談の上、決定する。

第11条 本会の会費は会計監査を経て会員に報告されなければならない。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

(1) 転入の場合、転入日がその月の15日以降の場合は、その月の会費を徴収しない。

(2) 転出の場合、その月の会費は返金しないものとする。

第6章 役員

第13条 本会に次の役員を置くことができる。

(1) 顧問

(2) 総務役員

(イ) 会長

(ロ) 副会長

(ハ) 会計

(3) 専門部役員

(4) 会計監査

第14条 役員の任期は次のとおりである。

(1) 役員の任期は1～2年とする。

(2) 役員は引き続いて他の役員に選任されることができる。

(3) 役員が集まらない場合は休会となる。

第15条 役員の選出

(1) 本会の会員の希望者より選出する。

(2) 選出方法については内規によるものとする。

第7章 機 関

第24条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総 会 全会員で構成され本会の最高決議機関である。
 - (イ) 定期総会 毎年度はじめに開催し次の事項を議決する。
 - 1. 前年度決算ならびに本年度予算案の承認。
 - 2. 新役員の承認。
 - 3. 規約の改廃。
 - 4. その他の重要事項。
 - (ロ) 臨時総会
 - 1. 会長が必要と認めた場合。
 - 2. 役員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があった時、会長は臨時総会を招集し緊急事項をも処理する。
 - (ハ) 総会の成立は委任状を含めて会員数の過半数の出席を必要とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。
 - (ニ) この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。但し改正案は少なくとも1週間前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。
- (2) 役 員 会 役員会は全役員をもって構成する。

第9章 そ の 他

(個人情報の取り扱い等)

第1条 本会は、個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い規則」に定め適正に運用するものとする。

多田小学校PTA 個人情報取り扱い規則

(目的)

第1条 多田小学校PTA(以下、「本会」とする)が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報に関する会員の権利・利益を保護するとともに、本会活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者・取扱者)

第3条 本会における個人情報の管理者は本会会長、取扱者は本会役員とする。

（取扱方法）

第4条 本会は、個人情報を収取するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め明示する。

（利用）

第5条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- （１）会費管理、雑費集金、管理、その他の文書の請求
- （２）会員名簿、委員会名簿の作成

第6条 個人情報は管理者または取扱者が保管し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（第三者提供への制限）

第7条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- （１）法令に基づく場合
- （２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- （３）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- （４）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合

（情報開示等）

第8条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

付 則

H30年01月17日より一部改正し実施

H30年3月12日より一部改正し実施

H30年5月9日より一部改正し実施

H30年9月14日より一部改正し実施

R2年2月15日より一部改正し実施

R3年4月1日より一部改正し実施

R3年5月12日より一部改正し実施

R4年2月10日より一部改正し実施

多田小学校PTA内規

1 PTA 会費会計規定

(1) 慶弔規定

- ① 児童が死亡した場合は香典として 10,000 円と密、またはそれに相当するもの。
- ② PTA 会員が死亡した場合は香典として 5,000 円と密（生花）、またはそれに相当するもの。
- ③ PTA 会員または児童が天災、人災その他事故にあった時は、総務会で決定する。
- ④ 会員以外で弔費が必要な場合は、総務会で審議し決定する。
- ⑤ 教職員の一親等の死亡の場合の香典は 5,000 円とする。

(2) 旅費規定

- ① 役員がPTA活動に関して研修会・講演会に出席する出張の場合のみ旅費を支給する。
- ② 学校を基点として、公共の交通機関を利用した出張先までの往復の実費を支給する。

(3) その他への対応

- ① PTA 主催の行事への参加、記念品の配布などについては、その都度検討する。かかった費用についても検討し、個々に請求するものとする。

2 役員の資格とその任務

- (1) 顧問は、会の諮問に応じる。
- (2) 会長は会を代表し会務をつかさどり役員会と総会を招集する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (4) 会計は総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - ① 予算の立案に協力する。
 - ② 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
 - ③ 会計監査を受けて、会員に報告する。
 - ④ 会計監査はその年度の会計を監査し会員にその結果を報告する。

3 役員選出規定

- (1) 希望者より選出する。
- (2) 役員選出について
 - ① 希望者は希望した役職に就くことができる。ただし希望者が多数の場合は会合の場を設け選出する。
 - ② それぞれの専門部ごとに部長を選出する。
 - ③ 希望者がいない役職については休部とする。
 - ④ 総務部に希望者がいない場合は休会とする。

4 会計監査の選出について

- ① 会計監査は総務役員経験者より（1名）を選出する。

5 協力運営委員について

- ①協力運営委員は「川西市青少年補導委員」「川西市社会福祉協議会福祉員」「川西市人権啓発推進委員」は協力委員となる。

6 見守り規定

- (1) 全家庭を対象とし、年に数回、見守り活動を行うこととする。
- (2) 活動は5月から開始し翌年4月までを一年とする。（6学年は3月まで）
- (3) 活動内容詳細については、総務会・運営委員会で決定する。

この内規は運営委員会で改正することができる。